

公 告

次の軽油引取税に係る使用者証は無効です。

広島県税規則第 52 条の 2 の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 16 日

広島県西部県税事務所長

免税軽油使用者証番号	広 第 51402 号
業 種	船舶（遊漁船業）
有 効 期 間	令和 7 年 11 月 20 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで